

町田市道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 (2 0 1 6 年) 2 月 2 5 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

町田市道における道路構造の技術的基準に関する条例（平成25年3月町田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次項」を「第4項」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 停車帯を設ける第4種の道路については、前項の表第4種の項設計基準交通量の欄中「12,000」とあるのは「22,000」と、「10,000」とあるのは「21,000」と、「9,000」とあるのは「21,000」と読み替えて同項の規定を適用する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

町田市道における道路構造の技術的基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(車線等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 次の表の道路の区分(地方部に存する道路にあつては、同表の道路の区分及び地形の状況)に応じ、計画交通量が同表の設計基準交通量(自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。)の欄に掲げる値以下である道路の車線(付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。<u>第4項</u>において同じ。)の数は、2とする。</p> <div data-bbox="173 757 778 819" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div> <p>3 <u>停車帯を設ける第4種の道路については、前項の表第4種の項設計基準交通量の欄中「12,000」とあるのは「22,000」と、「10,000」とあるのは「21,000」と、「9,000」とあるのは「21,000」と読み替えて同項の規定を適用する。</u></p> <p>4 <u>前2項に規定する道路以外の道路(第2種の道路で対向車線を設けないもの並びに第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。)</u>の車線の数は4以上(交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数)、第2種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は2以上とし、次の表の道路の区分(地方部に存する道路にあつては、同表の道路の区分及び地形の状況)に応じ、同表の1車線当たりの設計基準交通量の欄に掲げる値に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。</p> <div data-bbox="173 1675 778 1738" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p>	<p>(車線等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 次の表の道路の区分(地方部に存する道路にあつては、同表の道路の区分及び地形の状況)に応じ、計画交通量が同表の設計基準交通量(自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。)の欄に掲げる値以下である道路の車線(付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。<u>次項</u>において同じ。)の数は、2とする。</p> <div data-bbox="821 757 1426 819" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div> <p>3 <u>前項に規定する道路以外の道路(第2種の道路で対向車線を設けないもの並びに第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。)</u>の車線の数は4以上(交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数)、第2種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は2以上とし、次の表の道路の区分(地方部に存する道路にあつては、同表の道路の区分及び地形の状況)に応じ、同表の1車線当たりの設計基準交通量の欄に掲げる値に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。</p> <div data-bbox="821 1675 1426 1738" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p>